

申請時の注意事項（所属機関）

全体について

- 入会にあたり、入会金や年会費は不要です。
- e-Gov電子申請に関するご不明点は、[【e-Gov電子申請ヘルプ】](#) ページでご確認ください。
- 申請日から1か月程度で入会通知書を発行します。
 - 現在申請が大変込み合っており、入会通知書発行までに**1か月以上のお時間をいただくことがございます**。申請内容の各項目や特定技能外国人受入れに必要な要件（例：レストランサービス業務に従事できる環境）を、事務局にてホームページ等の公表情報から確認し、確認がとれない場合には問い合わせなどをさせていただき関係で、1件あたりの審査に時間を要する場合がございます。入会を希望される皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。
- 登録支援機関・所属機関双方の申請が必要な場合、双方の申請がそろってから審査を開始します。
 - 登録支援機関と所属機関のいずれかが申請していない場合に、審査が開始されず、先に申請した機関からお問い合わせをいただくケースが増えております。双方の機関で連絡を取り合ってください、**なるべく近い日時で双方申請いただきますよう**、お願い申し上げます。
- 一方からの申請が届かない、補正への対応がないなどの理由で、長期間、審査が実施できないケースが発生しています。このケースについて、申請日から**半年程度経過した**申請は事務局にて返戻（差し戻し）をさせていただき、手続終了とする場合がございますので、ご了承ください。

申請時の注意事項（所属機関）

入会申請の場合

- 入会および変更申請にあたっては、代理申請ではなく、各機関においてIDを取得し、各機関から申請をお願いいたします。
- 協議会の構成員であることの証明は、入会申請後に観光庁が発行する入会通知書をもって行います。
- 宿泊分野特定技能外国人の受入れには、**旅館業法の「ホテル・旅館」営業の許可が必要です。**
- 宿泊分野特定技能外国人の受入れには、特定技能外国人が**レストランサービス業務に従事できる環境が必要です。**レストランの確認のため、飲食店営業許可証や写真の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 登録支援機関名と登録番号を**必ず**記載してください。登録支援機関を活用していない場合は、登録支援機関の記入箇所に**「自社支援」と入力**をお願いいたします。
- 業界団体に所属している場合は、業界団体名の記載をお願いいたします。
- 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をお願いいたします。

申請時の注意事項（所属機関）

変更申請の場合

- 変更事項は必ず記載してください。各変更申請の記載例は以下のとおりです。

【登録支援機関の追加】

※ 2 機関以上追加する場合は、1 機関ごとの申請をお願いいたします。2 つ以上の登録支援機関を記載して申請した場合、全ての登録支援機関からの申請がないと審査が開始できず、審査が遅れるケースが発生しております。

（記載例）

登録支援機関名追加：株式会社△△

登録番号：00登-000000

就業施設：□□ホテル

【特定技能外国人の国籍・地域及び人数の変更】

（記載例）ベトナム 1名追加

【所属機関名（法人名）・代表者・所在地・担当者の変更】

※入力項目には新しい情報を記載いただき、変更事項に以下のように以前の情報を記載ください。

（記載例）

- ・ 〇年〇月〇日より代表者を 代表取締役 ○〇へ変更
- ・ 旧事業所：株式会社〇〇から変更